

ひなた公園
指定管理候補者募集要項

令和7年7月

伊豆市建設部都市計画課

目次

1	本事業の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者の指定及び期間	3
4	管理の基準	4
5	業務の範囲	4
6	管理運営に要する費用（指定管理者の事業収入）	5
7	指定管理料	5
8	自主事業に関する事項	5
9	リスク管理、役割分担及び保険加入に関する事項	6
10	応募資格	9
11	募集要項等の配布等	10
12	応募の手続き	11
13	審査及び選定の方法	13
14	覚書	15
15	協定	15
16	応募に際しての注意事項	15
17	評価、指定期間の更新	16
18	業務の引継ぎ	16
19	環境に配慮した取組み	16
20	公租公課の取扱い	16
21	その他	16
22	問合せ先	17

1 本事業の目的

伊豆市日向地区に建設中のひなた公園（以下「本公園」という。）は、伊豆市立伊豆中学校の南側に位置し、防災機能を有する公園として、令和8年4月下旬の供用開始を予定しています。

近年の大規模な自然災害に対し、本市では一時的な広域避難所や救援物資を受け入れる倉庫、応急仮設住宅用地などに対応できる防災拠点がないことから整備が求められています。

このような状況を踏まえ、「伊豆市地域防災計画 第2章災害予防計画 第2節 3防災公園の整備計画」に基づき、災害時には防災拠点としてさまざまな防災活動を支える公園を整備するとともに、平常時には狩野川や天城連山を望む水辺環境や景観を活かし、多様なレクリエーションの場を提供する防災公園整備を進めています。

以上のことから、本公園の管理運営手法として指定管理者制度を導入し、民間事業者の知見やノウハウをより一層活用した魅力的なサービス向上と効率的な管理運営を図りたいと考えております。指定管理者の創意工夫に基づいた取り組みが図られることによって、「レクリエーションと安全・安心の拠点」として確立されることを期待します。

なお、本募集は、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年伊豆市条例第57号。以下「手続条例」という。）その他の関連法令及び本要項に基づき実施することとし、本要項に記載のない事項については本市と協議して定めるものとします。

[参考：根拠法令等]

※地方自治法第244条の2（第1、2項 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

※伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例
（公募）

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

伊豆市ひなた公園

(2) 所在地

静岡県伊豆市日向413番地の1

(3) 設置目的

狩野川や天城連山を望む水辺環境や景観を活かし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、大規模災害に備えたさまざまな防災活動を支える公園として、平常時は市民憩いの場として活用し、災害時には避難先や災害対策の拠点となることを目的とします。

(4) 供用開始時期

令和8年4月下旬予定

(5) 施設概要

施設計画の詳細については別添「公園計画平面図」をご参照ください。

○管理棟（木造一部S造2階（準耐火構造））

- ・ 建築面積：714.16 m²
- ・ 延床面積：742.31 m²
- ・ 施設内容：①備蓄倉庫
 - ②交流スペース（1階、2階）※避難スペースとして利用も可
 - ③運営者事務室
 - ④給湯室
 - ⑤トイレ
 - ⑥その他（屋根付テラス倉庫、廊下等）

○トイレ棟（木造1階）

- ・ 建築面積：98.57 m²
- ・ 延床面積：86.19 m²
- ・ 施設内容：①トイレ（男子トイレ：便器 小5箇所、大2箇所、女子トイレ：便器：8箇所、みんなのトイレ：1箇所（災害時対応））
 - ②その他（用具入れ等）

○芝生広場

- ・ 全体面積 約27,500 m²（内訳：一般的な草刈機による芝刈範囲： 約5,000 m²、
ロボット草刈機による芝刈範囲： 約22,500 m²）

○遊具

- ・ 設置数 12基
（内訳：インクルーシブ遊具 1基、ザイルクライミング 1基、スカイロープ 1基、砂場（日除け含む） 1基、オムニスピナー 1基、プロペラシーソー 1基、スイング遊具 3基、三連鉄棒 1基、インクルーシブブランコ 1基、ちびっこマウンテン 1基）

3 指定管理者の指定及び期間

(1) 指定管理者の指定の流れ

- ① 伊豆市指定管理者審査会により、指定管理候補者の選定を行います。
- ② その後、本市は指定管理候補者と指定管理業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定に関する協議を行い、令和7年12月の議決を経て、指定管理者に指定します。
- ③ 指定管理者として指定された者は、供用開始までの間、指定管理候補者として供用開始準備業務等を行います。
- ④ その後、令和8年4月下旬から指定管理者として本施設の運営・維持管理業務を実施します。

指定管理者の指定スケジュール

日付	手続	本書での 取り扱い	主に行う業務
令和7年10月	指定管理審査会による審査	応募者	—
令和7年11月	指定管理候補者の選定及び覚書の締結	指定管理候補者	・覚書に関する協議
令和7年12月	議会による指定管理者の指定		—
令和7年11月～ 令和8年3月	供用開始準備期間		・基本協定及び年度協定に関する協議 ・運営に関する協議 ・供用開始準備
令和8年3月	指定管理に関する基本協定及び年度協定の締結		
令和8年4月下旬	指定管理業務の開始	指定管理者	・本施設の運営・維持管理

※ 議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び供用開始準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(2) 指定期間

指定期間は、令和8年4月下旬から令和13年3月末までの5年間を最初の指定期間として予定しています。なお、指定期間の開始日は、指定管理候補者との協議により決定します。

4 管理の基準

(1) 供用日及び供用時間

ア 多目的芝生広場は、1月1日から12月31日まで、午前0時から午後12時までとします。

イ 管理棟は、1月1日から12月31日まで、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 管理運営形態

指定管理者は、清掃や設備の保守点検といった個々の具体的業務を第三者に委託し実施することは差し支えありませんが、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(3) 管理運営体制

指定管理者は、各施設において適正に業務を遂行できる必要十分な知識及び技能を有する従業員を配置することとします。なお、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任するものとします。

指定管理者は、市内からの積極的な雇用に努めるとともに、従業員の資質を高めるための研修等の実施や施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めるものとします。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、業務を遂行するうえで関連する法令の定めに従うほか、伊豆市ひなた公園条例（令和7年伊豆市条例第21号。以下「公園条例」という。）、手続条例、規則、規程、覚書、基本協定書、年度協定書及び本市が指示する事項を遵守しなければなりません。

5 業務の範囲

本募集により選定後、本公園の供用開始までの期間は「指定管理候補者」として、本市と協力しながら、本公園の供用開始に係る各種調整・準備を行うものとします。また、供用開始後は「指定管理者」として、施設の管理運営等に関する業務を行うものとします。

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のア～チとします。各業務の詳細については、別添「業務水準書」に定めるほか、指定管理候補者の選定後、本市と協議のうえ、決定するものとします。

ア 建築物等保守管理業務

イ 公園施設等の保守管理業務

ウ 清掃管理業務

エ 保安警備業務

オ 植栽管理業務

カ 修繕業務
キ 拾得物・放置物等の管理業務
ク 物品管理業務
ケ 電気、水道等の光熱水費の支払等
コ 公園等の状況把握に関する業務
サ 地域・住民等との連携業務
シ 施設の運営業務
ス 事故・災害発生時等の緊急対応
セ 利用実態調査・モニタリング業務
ソ 広報
タ 近隣への配慮
チ 自主事業

6 管理運営に要する費用（指定管理者の事業収入）

- ・施設の管理運営に要する人件費、維持管理費（水道光熱費等を含む）、事務費等の経費は、本市が支払う指定管理料、その他収入（自主事業による売上など）をもって、指定管理者が負担するものとします。
- ・本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項及び公園条例の規定による利用料金制度を適用するため、指定管理者は、施設の利用料金を自らの収入とすることができます。
- ・利用料金の額は公園条例で定める額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

7 指定管理料

- ・本市は、本施設の管理運営経費のうち、年間2,500万円を上限金額として、指定管理料を支払います。ただし、指定管理料の上限額は、議会の議決により変更となる場合があります。
- ・指定管理者は、指定管理料を指定期間中に縮減することを目標に収益性の向上に努めるものとします。指定管理料の縮減に向けた計画については、年度ごとの売上目標を検討しつつ、「事業計画書」（様式7）および「収支計画書」（様式8）により提案してください。
- ・指定管理料の額は、指定管理者の提案に基づき、本市と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとします。そのため、収入が支出を大きく上回る場合、翌年度の指定管理料は減額となることがあります。

8 自主事業に関する事項

- ・指定管理者は、自主事業による売上を収入とすることができます。
- ・自主事業による利益の一部を本施設の管理費に充当するなど、積極的な還元を期待します。

還元の方法や割合は、提案によるものとします。

- ・自主事業を実施する場合は、本施設の設置目的に沿ったものとし、実施にあたっては事前に事業計画書を提出し、本市の承認を得ることとします。

9 リスク管理、役割分担及び保険加入に関する事項

(1) リスク管理に関する事項

- ・本市と指定管理（候補）者のリスク分担は次表に定める事項とし、疑義が生じた場合、又は不測の事態が生じた場合は、本市と指定管理（候補）者が協議のうえ、定めるものとします。
- ・指定管理（候補）者は、管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の措置を講じるとともに、直ちに本市を含む関係者に対して通報するものとします。

(2) 災害時における市による施設の使用

- ・市は、災害時に、施設の一部を一時集結地及び避難経由所として必要な範囲で使用します。この場合、市に災害対策本部が設置された時点、又は災害対策本部が設置されることが見込まれた時点、若しくは災害が発生するおそれが生じた時点で、これらのための使用が優先されるものとします。これらのための使用の期間が合理的なものであるかぎり、公園施設の使用が制限されることに伴う補償はありません。

(3) 損害賠償

- ・指定管理（候補）者は、故意又は過失により、その管理する施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を本市に賠償しなければならないものとします。
- ・指定管理（候補）者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

(4) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 指定管理候補者の責めに帰すべき事由による場合（指定管理者の指定まで）

指定管理候補者が本施設の供用開始までに、財務状況の悪化等により、事業の履行が困難であると認められるとき、又は社会的信用を失墜するなど指定管理者として相応しくないと思われるときは、指定管理者として指定しないものとし、本市に損害が生じた場合には本市に対し賠償するものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（指定期間中）

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指

定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、本市は、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとします。

この場合において、本市に損害が生じた場合には指定管理者は、本市に対し賠償するものとします。

ウ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、本市と指定管理者は管理運営の継続の可否について真摯に協議を行うものとします。

その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、本市は指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとします。

(5) 保険加入に関する事項

- ・本施設内で事故等が発生した場合、利用者に対する賠償責任は施設設置者である本市が負うことになるため、本市は以下の総合賠償保険に加入します。

しかし、指定管理者の瑕疵により発生した事故の場合は、本市が指定管理者に対して、その範囲内で請求することになるため、指定管理者は自らのリスクに対して適切な保険等に参加するものとします。

【全国町村会総合賠償保障保険】

- － 身体賠償：1名につき最大1.5億円、1事故で最大15億円
- － 財物賠償：1事故につき最大2,000万円
- ・火災保険は、本市において全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入する予定ですが、その他必要となる保険があれば、指定管理者の負担において付保するものとします。

リスク分担表

区分	種類	リスクの内容	負担区分	
			本市	指定管理 (候補)者
選定・ 準備	事業者選定	指定管理（候補）者が作成した提案書の 不備によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
	準備作業	指定管理者の管理運営に必要な供用開 始準備に関するもの		○
	供用開始の遅延	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
制度 関連	法令の変更	管理運営に直接関係する法令等の新 設・変更によるもの	○	
	税制の変更	管理運営に影響を及ぼす税制の変更に よるもの	○	
経済	物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費 の増（著しいものを除く）		○
	金利変動	金利変動に伴う経費の増（著しいものを 除く）		○
不可抗力		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落 盤、火災、争乱、暴動その他本市又は指 定管理者の責めに帰すことのできない 自然的又は人為的な現象）によるもの （災害時における市による公園施設の 使用を除く）	協議による	
運営	業務内容の変更	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		本市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外のもの	協議による	
	債務不履行	指定管理者による協定等の不履行		○
		本市による協定等の不履行	○	
	支払遅延	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
	第三者への賠償	指定管理者の帰責事由によるもの（騒 音、振動、臭気等）		○
		上記以外のもの	協議による	
	利用者等への対 応	管理運営に関する要望、苦情等への対応		○
		施設・設備に関する要望、苦情等への対 応	○	
		上記以外のもの	協議による	
	臨時休業	指定管理者の帰責事由によるもの（火災 等）		○
		上記以外のもの（災害時における市によ る公園施設の使用を除く）	協議による	
	セキュリティ	警備不備による盗難等		○
		情報の管理及び保護に関するもの		○
	需要変動	利用者数の変動等		○

区分	種類	リスクの内容	負担区分	
			本市	指定管理 (候補)者
維持 管理	施設及び物品の 損壊・損傷等	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		施設・設備の隠れた瑕疵によるもの	○	
		上記以外のもの	協議による	
	保険	施設の設置に関するもの（火災保険）	○	
		施設の管理に関するもの（施設賠償責任 保険）	○	○
		管理運営業務に関するもの（車両保険・ 利用者に係る保険等）		○
	施設等の修繕	1件あたり金額が50万円未満のもの		○
		資本的支出（当該固定資産の価値を高め、 又はその耐久性を増すこととなるもの） 及び1件あたり金額が50万円以上のもの	○	
	維持管理費の 増大	指定管理者の帰責事由によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
事業 終了	指定の取消し	指定管理者の帰責事由によるもの		○

10 応募資格

応募者の資格は、以下のとおりとします。

- (1) 日本国内に主たる事務所又は事業所が所在する法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、公園の管理運営により、利用者と地域住民との交流の促進及び本市の活性化に寄与することができる者としてします。また、応募できる「その他の団体」とは、団体又は複数の団体により構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）とし、法人格の有無は問いません。したがって、個人での申請はできません。なお、共同事業体で応募する場合は、下記の点に留意してください。

ア 共同事業体の名称を設定し、代表者となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

イ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請することはできません。

ウ 共同事業体で応募する場合は、所定の様式（様式 5-1～5-4）を提出してください。

- (2) 次のいずれかに該当する団体等は、応募者となることはできません（代表者、役員等を含む）。

ア 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから2年を経過しない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

- ク 更生又は再生手続きを行っている者
- オ 国税及び地方税を滞納している者
- カ 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらと密接な関係者である者
- キ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (3) 施設の管理運営に必要とされる従業員確保、初期出資金の調達が可能な団体等であること

11 募集要項等の配布等

(1) 募集要項等の配布

下記の期間に、伊豆市建設部都市計画課（伊豆市役所中伊豆庁舎 1階）及び伊豆市ホームページ（<http://www.city.izu.shizuoka.jp>）上で配布します。

配布期間：令和7年7月9日（水）～令和7年9月19日（金）

※都市計画課での配布は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 募集説明会（WEB会議形式で実施）

ア 日時

下記の日時に開催します。募集要項及び関係書類は、あらかじめ応募者にご用意してください。

日時：令和7年7月16日（水）午後3時から

備考：ZOOMによるWEB会議形式で実施します。

イ 参加申込

下記期限までに、「募集説明会参加申込書（様式1）」を電子メールにて提出してください。申込書に記載いただいたメールアドレス宛に、募集説明会のURL等を通知いたします。

申込期限：令和7年7月15日（火）正午

申込先：メールアドレス tosikei@city.izu.shizuoka.jp

※参加申込がない場合は、説明会に参加することはできません。

(3) 質問及び回答

ア 募集要項等に関する質問

下記期間内に、「質問書（様式2）」を電子メールにて提出してください。

受付期間：令和7年7月16日（水）～令和7年7月23日（水）

提出先：メールアドレス tosikei@city.izu.shizuoka.jp

※口頭・電話等による質問及び受付期間外の提出には応じません。

イ 質問に関する回答

伊豆市ホームページにて随時回答します。掲載された回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなします。なお、最終回答は令和7年7月30日（水）とします。

12 応募の手続き

(1) 応募書類

応募にあたっては、下表に示す書類を提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

応募書類一覧

様式番号等	書類名	提出部数	備考
様式 1	募集説明会参加申込書	1 部	
様式 2	質問書		
様式 3	指定管理者指定申請書	正本 1 部、副 本 20 部（コピ ー可）	
様式 4	団体概要書		法人又は団体の場合
様式 5-1	共同事業体構成員表		共同事業体の場合
様式 5-2	共同事業体構成員概要書		
様式 5-3	共同事業体協定書		
様式 5-4	委任状		共同事業体の場合、 構成員全てが提出
様式 6	応募資格がある旨の誓約書		
様式 7-1～ 7-7	事業計画書		
様式 8	収支計画書		

様式番号等	書類名	提出部数	備考
附属資料	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面	正本 1 部、 副本 1 部（コピー可）	共同事業体の場合、 構成員全てが提出
	法人にあっては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の抄本		
	印鑑証明書		共同事業体を組成し、その構成員が法人でない場合
	直近 1 年間に於いて、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類 ※納税証明書、完納証明書等		共同事業体の場合、 構成員全てが提出
	申請日の属する事業年度の前年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面		
	申請日の属する事業年度の前年度における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面		

(2) 応募書類の提出

上記応募書類を作成のうえ、下記期間内に持参又は郵送にて提出してください。

提出期限：令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時 15 分（必着）

提出先：伊豆市建設部都市計画課（伊豆市役所中伊豆庁舎 1 階）

〒410-2592 静岡県伊豆市八幡 500-1

※持参の場合、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 募集・選定スケジュール

募集選定のスケジュールは以下のとおりとします。

募集から指定管理候補者選定までのスケジュール

日程	内容
令和 7 年 7 月 9 日（水）から 令和 7 年 9 月 19 日（金）まで	指定管理候補者募集要項等の配布
令和 7 年 7 月 15 日（火）正午まで	指定管理候補者募集説明会の参加申込
令和 7 年 7 月 16 日（水）	指定管理候補者募集説明会
令和 7 年 7 月 16 日（水）から 令和 7 年 7 月 23 日（水）まで	募集内容に関する質問の受付
令和 7 年 7 月 30 日（水）	質問に関する回答

日程	内容
令和7年7月9日（水）から 令和7年9月19日（金）まで	応募書類の提出
令和7年10月2日（木）【予定】	一次審査（提出書類による審査）
令和7年10月上旬【予定】	二次審査の日時の通知
令和7年10月中旬【予定】	二次審査（提出書類によるヒアリング）
令和7年11月上旬【予定】	指定管理候補者の選定及び通知
令和7年11月中旬【予定】	指定管理候補者との覚書の締結
令和7年12月下旬	指定管理者の指定（12月定例会）
令和7年11月上旬～12月下旬【予定】	指定管理候補者との協議
令和8年3月上旬【予定】	指定管理候補者との基本協定書の締結

13 審査及び選定の方法

(1) 審査方法

- ・指定管理候補者の選定は、手続条例及び伊豆市指定管理者審査会条例（平成19年伊豆市条例第17号）並びに本要項に基づき実施します。
- ・選定審査は、提出書類による一次審査（書類審査）と二次審査（伊豆市指定管理者審査会（以下「審査会」という。）による提出書類の提案内容に基づくヒアリング）により行います。なお、応募者が3団体以下の場合、本市は一次審査を省略するものとします。
- ・二次審査の日時、場所、詳細については、一次審査を行った後、別途通知します。

(2) 審査基準

指定管理者の選定のため、応募者から提出された提案書類について検討し、下記の審査基準に沿って審査を行います。

区分	評価	乗率	評価基準
A	特に優れている	1.00	審査基準に対し、特に優れた内容
B	優れている	0.75	審査基準に対し、優れた内容
C	普通	0.50	審査基準に対し、普通の内容
D	やや劣っている	0.25	審査基準に対し、やや劣っている内容
E	劣っている	0.00	審査基準に対し、劣った内容

審査項目	配点
1 施設管理に関する基本的な考え方	20
2 応募者の構成・管理実績	10
3 サービス向上と利用促進に関する計画	50
（1） 広報・情報発信・利用促進	10
（2） 利用者意見の反映等	10
（3） 提案事業	10
（4） 自主事業	10
（5） 地域団体との連携	10

審 査 項 目	配 点
4 運営管理に関する計画	3 0
（１） 基本方針	2 0
（２） 実施体制	1 0
5 維持管理に関する計画	3 0
（１） 保守管理	1 0
（２） 安全管理	1 0
（３） 植栽管理	1 0
6 危機管理体制	2 0
7 事業収支計画	4 0
（１） 収入計画（指定管理経費含む）	2 0
（２） 支出計画	2 0
合 計	2 0 0

ア 一次審査（応募者が３団体以下の場合は省略）

- ・本市建設部において、提出された応募書類を上記審査基準に基づき採点します。その後、得点の高い順に上位３団体を選定します。

イ 二次審査

- ・提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリングを実施し、上記審査基準に基づき採点・審査を行います。
- ・パワーポイントの使用は可能ですが、提出資料に掲載のない事項のプレゼンテーションを行うこと、提出資料に掲載のない写真等を用いてプレゼンテーションを行うことは禁止します。
- ・審査会の採点・審査は非公開とします。

(3) 結果及び通知

- ・本市は、審査会による審査結果に基づき、指定管理候補者を選定し、全応募者に結果を文書で通知します。
- ・選定結果として、選定された応募者名、審査結果の概要等を公開する場合があります。

(4) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当すると認められた場合は、失格となります。

- ア 提出された書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- ウ 有利な取り計らいを得る目的で審査会委員に個別に接触した場合
- エ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
- キ その他の不正行為があった場合

(5) 再度の選定

指定管理候補者の審査から指定管理者指定の議決までの期間中に、その団体等を指定管理候補者とすることが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に指定管理候補者を選定できることとします。

14 覚書

本市と指定管理候補者は、議会の議決を前提として、指定管理者が行う以下の業務等を含む指定管理候補者の期間全体に効力を有する事項を定めた覚書を締結します。

(1) 指定管理候補者が行う業務

指定管理候補者は、以下のア～エの業務を行います。

なお、指定管理候補者の期間については、担当者等の常駐は不要とします。なお、指定管理候補者が行う業務に要する人件費や事務費等は指定管理候補者の負担とします。

ア 運営準備に関する業務

イ 広報・告知の準備に関する業務

ウ 管理運営計画に関する業務

エ その他、指定管理業務の実施に向けて必要な関係業務

15 協定

本市と指定管理（候補）者は、手続条例に基づき、協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について定めた年度協定書を締結します。

16 応募に際しての注意事項

(1) 複数申請の禁止

- ・ 1 応募者につき 1 申請とします。
- ・ 共同事業体により申請する場合、その共同事業体の構成員は、当該施設に関し、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(2) 応募に係る費用負担

募集説明会への参加、応募書類作成等に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 再提出等の禁止

- ・ 提出した応募書類の再提出、差替えはできません。
- ・ 事故等のやむを得ない事情が生じた場合は、速やかに、変更内容を証明できる書類を添えて届け出てください。ただし、事業計画書及び収支計画書に関する変更はできません。

(4) 手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

(5) 著作権及び提出物の扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。
- ・本市が必要と認めるときは、提出された書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

17 評価、指定期間の更新

- ・本市は、指定期間中における指定管理者の管理運営状況を評価し、評価結果を本市のホームページ等で公表することができるものとします。
- ・指定期間完了の2年前までの実績を評価し、一定の水準を満たしていると本市が認めた場合は、議会の議決を経て、指定期間の更新を行うことを可能とします。

18 業務の引継ぎ

- ・指定期間が終了したとき又は指定が取消されたときには、原則として、施設及び設備を原状に復して速やかに本市に引渡すとともに、次期指定管理者又は本市が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、施設の管理運営に必要となる書類や情報等を提供するなど、十分に業務の引継ぎを行うものとします。
- ・業務の引継ぎに関する費用は指定管理者の負担とします。
- ・備品については、本市と指定管理者それぞれの所有を明確にした備品台帳に基づき、引渡すものとします。

19 環境に配慮した取組み

指定管理者は、本事業の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、温室効果ガス排出量削減等、環境への配慮に努めるとともに、利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めることとします。

20 公租公課の取扱い

指定管理者については、法人市民税、事業所税等の納税義務を負う場合があります。市税については本市市民部税務課、国税については税務署、県税については財務事務所にお問い合わせください。

21 その他

(1) 個人情報保護

指定管理者は、本業務を実施するうえで知り得た個人情報について、適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令を遵守するものとします。

(2) 情報公開

指定管理者は、業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開に関する基準等を定める等、適正な情報公開に努めるものとします。

(3) その他、業務の実施条件等

その他、業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。

22 問合せ先

伊豆市建設部都市計画課（伊豆市役所中伊豆庁舎 1階）

〒410-2592 静岡県伊豆市八幡 500-1

電話：0558-83-5206 FAX：0558-83-5497

メールアドレス：tosikei@city.izu.shizuoka.jp

■別添資料一覧

- ・別添1：伊豆市地域防災計画
- ・別添2：公園計画平面図
- ・別添3：管理棟・トイレ平面図
- ・別添4：業務水準書